

令和6年度第3回山口県瀬戸内海  
海区漁業調整委員会議事録

令和6年9月18日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和6年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年9月18日（水） 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和6年9月10日（火）

5 通知した議題

(1) 議 題

- 第1号議案 区画漁業の免許について（諮問）
- 第2号議案 周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確認書の  
更新について
- 第3号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

(2) 報告事項

- ア 第23回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について

6 出席者

（委員：12名）

森友 信、梅田 孝夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷  
誠、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則、小林 亨

（県及び事務局）

水産振興課	漁業調整取締班	主査	吉中 強
		技師	大谷 拓也
下関水産振興局	水産課水産班	主査	金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	土井 健一
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井 秀
		書記	枝廣 直樹
		書記	中元 佑香

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

- 第1号議案 区画漁業の免許について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確認書の更新について

【審議結果】

原案のとおりで更新することとした。

第3号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

ア 第23回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について  
事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 定刻より若干早いようではありますが、本日本お集まり予定の委員、全員集合されましたので、ただ今から令和6年度第3回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、12名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 みなさん、こんにちは。令和6年度第3回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

先日、国が実施した2023年漁業センサスの結果が概数値として発表されました。

それによると、本県の漁業就業者数は、令和5年時点で2,825人であり、この5年で1,000人、約30%減少しました。

また、65歳以上が占める割合は、秋田県に次ぐ全国第2位の58%であり、今後、さらに漁業者が減少することが危惧されます。

引き続き、新規就業者対策が重要であることは言うまでもありませんが、将来的にさらに漁業者が減ることを見越し、体制を整備していく必要があると考えています。

さて、本日の委員会は、議題が3件、報告事項が1件となっております。

委員の皆様の慎重な審議をお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

向井事務局長      ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長            議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、市川委員と梅田委員にお願いします。

それでは第1号議案「区画漁業の免許について」事務局から説明をお願いします。

中元書記            はい、事務局の中元です。令和6年度第3回山口県瀬戸内海の資料の1ページをご覧ください。

令和6年9月10日付で山口県知事から当海区会長宛てに諮問が出されています。説明は水産振興課からお願いいたします。

吉中主査            水産振興課の吉中です。座って説明させていただきます。

お手元の資料の方の2ページをご覧ください。1としまして、区画漁業権の途中免許作業の流れということで、6月18日の当委員会におきましては、海区漁場計画の変更案を諮問させていただきまして、6月24日に、漁場計画の変更について公示をさせてもらっております。

その後、漁協さんの総会なり、免許申請ということで申請の方が出てきまして、そこに書いていますとおり、本日、9月18日に免許について諮問をさせていただいております。

2として、申請の総括表と書いておりますけど、今回免許するのは貝類養殖業ということで、漁場計画につきましては3件、この3件に対して申請は3件出てまいりましたので、免許予定件数としては3件という形で考えています。

3ページの方をご覧ください。

そこに免許予定一覧という風に書いております。公示番号ということで書いておりますけど、区第249号、区第250号及び区第251号ということで、この漁場計画の内容については4ページ以降に参考までにつけております。

そして各漁業権に対して、山口県漁協さんの方から申請の方がございました。

適格性等について確認をしておりますけど、問題等はない状況であります。

本日、免許について承認がいただければ、令和6年の10月1日付で免許をすることとしております。

つきましては、区画漁業の免許について、ご審議のほどよろしくお願いたします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 ございませんでしょうか。ご意見がなければ、知事からの諮問に対して特に異議はない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 はい、どうもありがとうございます。

異議なしと認めます。第1号議案、特に異議はないと回答することとします。

それでは第2号議案「周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取扱いに関する確認書の更新について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 はい、事務局の枝廣です。すいません。座って説明させていただきます。資料は7ページをお開きください。

まず、概要ですけれども、山口、愛媛、福岡、大分及び関係海区漁業調整委員会は、伊予灘、周防灘におけますシリヤケイカ資源、これを共通の資源と認識しまして、永続的に利用するためにシリヤケイカを採捕する漁業の操業を制限する確認書というものを交わしております。

この確認書の有効期間の満了日が来月末をもって終わるということですけれども、現時点で他の県から確認書の改廃の申し出はなく、引き続き資源保護は必要と考えられますので、同じ内容で更新、調印することについて本日はご審議いただくものでございます。

2番の方に確認書締結の経緯を記載しております。簡単に説明いたしますけれども、昭和50年代前半からですね、大分県の方で、シリヤケイカを効率よく漁獲できるよう漁具を大型化しました底びき、これが普及をしまして、別府湾周辺で大量に漁獲されるようになりました。

そして、本県の漁業者の一部も、同様の漁具を使用して操業を始めたということで、近隣県との操業上の問題が生じるようになりました。

広域なシリヤケイカ資源の問題としまして、水産庁の瀬戸内海漁業調整事務所の立ち会いのもとで、4県で協議をしまして結果、シリヤケイカ目的の底びきの操業を制限するという事で合意をいたしました。

て、昭和54年に初めて確認書が締結されております。

その後、確認書を更新していくわけですが、平成4年には大分県の要望に基づきまして期間の変更を行ったり、平成9年には福岡県からの要望に基づいて網目を変更したりしてきておりますけれども、平成10年以降は確認書の内容は変更ないという状況です。

平成14年の更新の時には、更新手続きがされなかったというような事態もありましたけれども、本県からの要望により再度確認書を締結しまして、現在に至っております。

直近では令和2年の10月31日に確認書を更新しておりまして、2年間の有効期間となっておりますので、令和4年10月31日で満了を迎え、4県のいずれからも確認書の改廃の申し出がなかったということで、有効期間は来月末まで、さらに2年間自動延長されているという状況でございます。

8ページから、確認書の案を載せております。確認書の内容についてご説明いたします。

山口、愛媛、福岡、大分及び関係業調整委員会は、伊予灘、周防灘におけるシリヤケイカ資源を共通の資源と認識し、それを永続的に利用するため、シリヤケイカを採捕する漁業種類の取り扱いについて下記のとおり確認する。

それで、内容につきましては基本的に同じでして、下線を引いている箇所が従前と変更のあったところになります。

9番の日付とかですね。10ページの課長名、会長名が変更になっているというだけでございます。

続いて、8ページの1番から説明をいたしますけれども、シリヤケイカを採捕する漁業種類とは以下のものを言うということで、ここです、いかこぎ漁業等ということで、いかの採捕を目的とする底びき2種等、あと船びきとかですね、そういったものをいかこぎ漁業等ということで定義をしております。

括弧2の方では、いかかご漁業ということで、かごを使用していかを採捕する漁業ということで定義をしております。

2番の方では、これらいかこぎ漁業等の操業区域としまして、そこに規定する区域以外の区域では禁止ということで、具体的な区域は11ページの方に参考図を載せてございます。

11ページのグレーになっている海域ですね。黒津鼻と八島を結んだ線より南、祝島東端と関崎を結んだ線より西側の海域で、その海域でしか、いかこぎ漁業等は操業できないということでございます。

8ページの3番ですが、今説明したいかこぎの区域においては、毎年12月15日から翌年2月末日までの期間以外はいかこぎ漁業等の操業を禁止する。この期間以外には操業できないということになります。

4番としまして、いかこぎ漁業等の操業時間は午前6時から午後3時まで。

5番、底びき2種いかこぎ漁業に使用するビームは長さ18メートル未満とする。

6番ですけれども、今説明しました禁止区域なり禁止期間においては、いかこぎ漁業以外の底びきであっても、いかの過度の混獲を防止するために従来の漁具を使用させるものとして、底びきの第2種えびこぎ網漁業等でも、そこにある括弧1、括弧2のような規制を行うということで、括弧1としまして、袖網の袖口又は手木の部分の高さが3メートル以上の網の使用は禁止。括弧2、袋網の魚捕部分の目合いが10節より粗い網目の使用は禁止ということで規定されております。

7番としまして、関係県は、いかかご漁を行っている漁業者に対して、資源増殖のため、かご内の卵を海中に戻すことを励行するよう指導する。

8番、関係県は、シリヤケイカが共通の資源であることを認識し、資源把握に努める。

9番は有効期間について規定されております。

以下は従前と同様の内容でございます。

つきましては、こちらの確認書を更新、調印することについてご審議いただければと思います。よろしくお願いたします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 ちょっと聞いていいですか。

森友会長 はい。

梅田副会長 これ4県ですけれども操業実態っていうのはどうですか。

枝廣書記 先般の行政間協議でも少し話をさせていただきましたけれども、シリヤケイカは、最近ほとんど獲れていない状況です、この確認書を締結した昭和50年代は、特に大分県では何千トンレベルでシリヤケイカが獲れており、山口県でも数十トンレベルで獲れていたんですけれども、近年は、いずれもほとんど獲れていないという状況です。

森友会長 他にございませんか。はい、どうぞ。

田中委員 シリヤケイカは、別名はなんといいいますか。

森友会長 シリグサレかな。

河野委員 宇部岬ではシリグサレと言います。

田中委員 コウイカのことを言うのですか。

梅田副会長 コウイカの種類です。

森友会長 コウイカの種類ですが、ちょっと違います。

河野委員 私のところでは、シリグサレと言います。

田中委員 かご網で獲るやつですね。

河野委員 あれは、コウイカです。底びきで漕いで獲っていました。

森友会長 見たら分かると思います。

田中委員 見たら分かると思いますが、シリヤケイカというのは初めて聞いたから。

森友会長 値は安いです。

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

ご意見等がなければ、確認書について、当海区としては更新、調印することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案については、当海区としては、更新、調印することとします。

それでは第3号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい。事務局の中元です。資料の12ページをお開きください。

令和6年9月11日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

大谷技師 水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。



13ページをお開きください。こちらは制限措置の内容になります。  
新規の許可又は起業の認可をするときには、制限措置や申請期間を  
定めて公示しなければならないと規定されております。

本日は、県内の許可漁業に関わるものが4件となっております。

1番、小型機船底びき網手繰第1種、2番、小型機船底びき網手繰  
第2種、こちらに関しましては、新宇部から1隻、浮島から1隻、安下  
庄から1隻、新規許可要望が出されているものになります。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、それぞれ3隻。船舶の総  
トン数はそれぞれ5トン未満、推進機関の馬力数、こちら斜線となっ  
ておりますが、国の告示の方で15馬力以下、48キロワット以下に  
定められております。

操業区域は山口県内海。操業時期は、小型機船底びき網手繰第1種  
が1月1日から9月30日まで、漁業を営む者の資格が山口県瀬戸内  
海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型船底びき網手繰第2種で大  
島水道を操業区域とする餌びき網の許可を有しない者。

2番の底びき網手繰第2種に関しましては、操業時期は1月1日か  
ら12月31日まで、漁業を営む者の資格は、山口県の瀬戸内海側に  
漁業根拠地を有する者のうち、小型船底びき網手繰第2種で大島水道  
を操業区域とする餌びき網の許可を有しない者となっております。

続いて、第3番、小型機船底びき網手繰第2種なまここぎ網につい  
てです。こちらも安下庄から、許可要望がなされているものになりま  
す。

許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数は1隻、船舶の総トン数は  
3トン未満。推進機関の馬力数は、こちら斜線となっておりますが、  
先ほど申し上げましたとおり、国の告示で15馬力以下、48キロワ  
ット以下に定められております。

操業区域は山口県内海、操業時期が11月8日から翌年の3月31  
日まで、漁業の許可を有する者の資格としましては、山口県柳井市、  
岩国市、大島郡周防大島町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者  
のうち、手繰第3種桁網の許可を有しない者となっております。

続いて4番、小型機船底びき網手繰第3種貝桁網、こちらに関しま  
しては、浮島から一隻要望が出されているものになります。

船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数、こちら斜線とな  
っておりますが、先ほど申し上げたとおり、国の告示の方で規制が  
なされています。

操業区域は山口県内海、漁業時期は12月7日から翌年4月19日  
まで、漁業を営む者の資格は、山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島  
町及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者となっております。

続いて15ページからは許可の条件を載せております。

続いて17ページからは、それぞれ操業参考図を載せております。

こちらを参考にさせていただければと思います。説明は以上です。

森友会長 説明終わりましたが、皆さん、ご意見、ご質問ございませんか。

吉中主査 はい。

3番と4番のなまここぎと貝桁網ですね、説明では、操業区域を山口県内海と説明したと思いますけど、これは共同漁業権共第137号を操業区域としていますので、3番、4番については共同漁業権共第137号の区域が操業区域ということになります。

すいません、訂正します。

森友会長 質問等ございませんでしょうか。

-----質問等なし。-----

森友会長 意見がなければ、知事からの質問に対して特に異議はない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「第23回伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記 はい、事務局の枝廣です。資料の27ページをお開きください。

伊予灘連合海区漁業調整委員会の結果についてご報告いたします。

今月9日に、下関で開催されております。

連合海区委員12名中10名のご出席でございまして、当海区からは、森友会長、河内山委員、山田委員の3名にご出席いただいております。

議題としましては、1号議案から5号議案まで例年通りの委員会指示の更新について審議をいただいておりますけれども、いずれも原案通りの内容で承認をされております。

指示の内容は従前通りの内容でございます。

その他としまして、タチウオ浮きはえなわの禁止にかかる大分海区委員会指示ということで、例年同様の内容で委員会指示を更新したということで大分県の方から報告がございました。

次に、協定水域におけます底びきの禁止期間ということで、そこに

記載されているような内容で事務局の方から報告をされております。

令和4年度の連調委において、山口県の委員から、底びきの禁止期間の設定が未だに議論されているのはおかしいという指摘があり、行政間で早急に協議するよう取りまとめされました。

行政間で議論を重ね、令和5年度の連調委において、ファーストステップとして、愛媛の底びきは、公的規制のある山口、大分の年間休漁日数80日をベースに協定水域で操業しないということに合意し、愛媛県は取締船で適宜確認するとしたという旨を報告しました。

令和5年7月から令和6年6月までの1年間で、愛媛の底びきは計88日間、協定水域では操業せず、山口、大分両県の年間休漁日数と同程度の休漁となりました。

また、愛媛県は取締船2隻を延べ26日現場へ派遣し、操業自粛が遵守されていることを確認しました。

協定水域における底びきの禁止期間については、さらなる設定、整合を図るべく今年度の行政間で協議したが合意には至っていません。

ファーストステップについては、引き続き履行確認を行い、その確実な定着を図りつつ、さらなる禁止期間の設定、整合について行政間での議論を継続して行きます。

説明は以上です。

森友会長                   どなたか ご質問ございませんか。

-----質問なし。-----

森友会長                   以上で本日の議題は全て終了しました。  
折角の機会ですので皆様何かありますか。  
よろしいでしょうか。以上で本日の委員会を終了したいと思います。  
皆様、慎重なご審議ありがとうございました。

(13:23 終了)

上記のとおり令和6年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人